

第100号議案

豊川市御津体育施設条例の一部改正について

豊川市御津体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年12月12日提出

豊川市長 竹本幸夫

豊川市御津体育施設条例の一部を改正する条例

豊川市御津体育施設条例（平成19年豊川市条例第63号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前																					
別表第1 施設利用料金の限度額（第12条関係）		別表第1 施設利用料金の限度額（第12条関係）																					
ア 専用利用		ア 専用利用																					
表（略）		表（略）																					
イ 個人利用		イ 個人利用																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設の名 称</th> <th>利用料金の限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豊川市御津体育館</td> <td>弓道場</td> <td>1回につき 100円</td> </tr> </tbody> </table>		施設の名 称		利用料金の限度額	豊川市御津体育館	弓道場	1回につき 100円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設の名 称</th> <th>利用者の区分</th> <th>利用料金の限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豊川市御津体育館</td> <td>弓道場</td> <td>二</td> <td>1回につき 100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">豊川市御津庭球場</td> <td rowspan="2"></td> <td>小学生</td> <td>コート 1面1時間につき 20円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>コート 1面1時間につき 50円</td> </tr> </tbody> </table>		施設の名 称		利用者の区分	利用料金の限度額	豊川市御津体育館	弓道場	二	1回につき 100円	豊川市御津庭球場		小学生	コート 1面1時間につき 20円	一般	コート 1面1時間につき 50円
施設の名 称		利用料金の限度額																					
豊川市御津体育館	弓道場	1回につき 100円																					
施設の名 称		利用者の区分	利用料金の限度額																				
豊川市御津体育館	弓道場	二	1回につき 100円																				
豊川市御津庭球場		小学生	コート 1面1時間につき 20円																				
		一般	コート 1面1時間につき 50円																				
<p>備考 利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、これらの1時間未満の時間については、1時間とする。</p>																							
別表第2 附属設備利用料金の限度額（第12条関係）		別表第2 附属設備利用料金の限度額（第12条関係）																					

区分	設備の名称	利用料金の限度額	区分	設備の名称	利用料金の限度額
(略)			(略)		
多目的ルーム	照明設備	1時間につき 100円	多目的ルーム	照明設備	1時間につき 100円
	冷暖房設備	1時間につき 140円		(略)	
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊川市御津体育施設条例（以下「新条例」という。）別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に豊川市御津体育施設を利用する者について適用し、同日前に豊川市御津体育施設を利用する者については、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定による利用料金の徴収及び指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

理 由

この案を提出するのは、豊川市御津体育館多目的ルームの冷暖房設備の設置に伴い利用料金の限度額を定めるとともに、施設の利用状況を踏まえ豊川市御津庭球場の個人利用を廃止する必要があるからである。